

「まん延防止等重点措置」の適用について

【期間】

令和3年8月2日(月)～8月31日(火)

【重点措置を講じるべき区域(措置区域)】

金沢市

【県独自で時短要請などの措置を講じる区域】

白山市、野々市市

対策①(飲食店への時短要請等)

	7月26日～8月1日	8月2日～8月31日	
対象地域	金沢市		白山市、野々市市
営業時間	5時～21時	5時～20時	5時～21時
酒類提供	20時まで	終日、提供を自粛 (利用者による酒類の 店内持込を含む)	20時まで
カラオケ設備	特に制限なし	終日、利用自粛	特に制限なし
根拠法令	法第24条第9項	法第31条の6第1項	法第24条第9項

対策②(飲食店に対する協力金)

◎支給額

全期間実施を前提に、1店舗あたり

対象区域・期間	金沢市(7月26日～8月1日) 白山市・野々市市(8月2日～8月31日)	金沢市(8月2日～8月31日)
中小企業	2.5万円/日～7.5万円/日	【第三者認証取得店舗】 4万円/日～10万円/日 【上記以外の店舗】 3万円/日～10万円/日
大企業	1日あたりの売上高の減少額×0.4 (上限20万円。中小企業も選択可)	

石川県事業者支援ワンストップコールセンター

9時～18時(土日祝も開設) 076(225)1920

対策③(月次支援金(国及び県))

対象月(基準月)		8月	
給付要件 (共通)		緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、 飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響を受けていること (食品卸業者(酒屋など)、旅館・ホテル、タクシー、土産店など)	
		2019年8月又は2020年8月比で50%以上減少	
		月次支援金(国)	石川県経営持続月次支援金
給付額 (上限)	中小法人	20万円	10万円
	個人	10万円	5万円
申請スケジュール		9/1~10/31	9月中旬(国交付後)~

国制度 TEL: 0120-211-240 ※8:30~19:00(土日、祝日含む全日対応)

県制度 TEL: 076(225)1920 ※9:00~18:00(土日、祝日含む全日対応)

対策④(集客施設への時短要請等)

対象施設

要請内容

(I) イベント関連施設

- ・ 劇場、映画館、展示場、貸会議室、多目的ホールなど
- ・ ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)など

(II) イベントを開催する場合がある施設

- ・ 体育館、ボウリング場、遊園地、ゴルフ練習場、スポーツクラブ、バッティングセンターなど
- ・ 博物館、美術館など

(III) 参加者が自由に移動できる施設

- ・ 百貨店、その他の物品販売店など(生活必需物資を除く)
- ・ マージャン店、ゲームセンターなど
- ・ 遊興施設(個室ビデオ店など)
- ・ その他サービス業(生活必需サービスを除く)

期間:8月2日～8月31日

【金沢市】

[1000㎡超]

20時までの時短要請
(法第24条第9項)

[1000㎡以下]

20時までの時短協力依頼

※(I)(II)についてはイベント開催時は21時まで
※映画館は21時まで

【白山市・野々市市】

21時までの時短協力依頼

対策⑤(集客施設への時短要請に係る協力金)

◎対象区域

金沢市(重点措置を講じるべき区域)

◎支給額

大規模施設 (1,000㎡超の施設)	テナント (左記大規模施設の一部を賃借する事業者)
時短営業した面積 1,000㎡ごとに20万円/日 × 短縮した時間/本来の営業時間	時短営業した面積 100㎡ごとに2万円/日 × 短縮した時間/本来の営業時間

石川県事業者支援ワンストップコールセンター

9時～18時(土日祝も開設) 076(225)1920

対策⑥ 皆様へのお願い(1)

ア)外出の自粛

前回のまん延防止等重点措置期間に比べ人流の抑制幅は小さい

※感染拡大前との比較

	前回のまん延防止措置期間(5/16~6/13)	今回の時短(7/26~7/29)
片町(22時)	▲75%	▲65%

- ・日中も含めた**不要不急の外出・移動の自粛**
- ・外出する必要がある場合にも、**極力、家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で混雑している場所や時間を避ける**
- ・路上・公園等における**集団での飲酒などは行わないこと**

イ)県境をまたぐ移動(県民の皆様、県外の皆様とも)

- ・**県外との不要不急の往来、および来県を自粛(オンラインを活用)**
- ・**やむを得ず、往来、来県する場合でも用務先への直行直帰を**
- ・**お盆の帰省なども、ご家族と相談され、慎重に判断を**

対策⑥ 皆様へのお願い(2)

ウ) 飲食

7月の新規感染者の約半数が飲食関係です
接待を伴う飲食店で6件のクラスターが発生しています

<県民の皆様へのお願い>

クラスターではマスク未着用
飛沫が飛び感染拡大!

- ・新しい生活様式の遵守に加え、原則マスクを着用
- ・「いしかわ新型コロナ対策認証店舗」の利用、時短要請に応じていない飲食店の利用自粛
- ・特に接待を伴う飲食店の利用に対しては慎重に判断
- ・路上・公園等における集団での飲酒などは行わないこと

<事業者の皆様へのお願い>

- ・業種別ガイドラインの遵守
- ・従業員はもとより、来店者に対する原則マスク着用の注意喚起など感染防止対策の徹底

対策⑥ 皆様へのお願い (3)

エ) 職場

- ・在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減を
- ・時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組の強力な推進
- ・職場における感染防止のための取組(事業場の換気励行、昼休みの時差取得等)や「三つの密」、感染リスクが高まる「5つの場面」等を避ける行動の徹底
- ・「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等)に注意
- ・業種別ガイドラインの遵守

オ) 夏休み

お盆休みにより、バーベキューなど大人数での飲食の機会が増加
学校関係で多くの感染事例(運動部、カラオケなど)が発生

- ・普段会わない人や大人数・長時間での飲食は慎重に判断
- ・気を緩めることなく、感染防止対策の徹底を

カ) オリンピック

- ・ご家族など、普段一緒に生活している方と自宅で観戦、応援を